次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
テーデーエフ株式会社	宮城県柴田郡村田町大字沼辺字方作三十九番地	鍛造、機械加工
［略］		
技研株式会社	東京都板橋区新河岸二丁目八番二十四号	プラスチック成形
高村工業株式会社	静岡県御殿場市板妻二十一番地	塗装

ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
猪股大樹	宮崎県児湯郡都農町大字川北千七百四十五番地一	耕種農業

備考　表中の［　］の記載は注記である。

名称	所在地	実習内容
［同上］		
テーデーエフ株式会社	宮城県柴田郡村田町大字沼辺字方作三十九番地	鍛造
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		

ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

○法務省告示第四百五十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十九日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		

名称	所在地	実習内容
［同上］		